

令和 7 年 度 施 行

業 務 設 計 書（公 示 用）

業 務 名：白旗山都市環境林森林整備業務その1（北東部）

令和7年5月 単価適用

建設局 みどりの推進部 みどりの管理課

業務名： 白旗山都市環境林森林整備業務その1（北東部）

総委託費 円

委託業務費 円

消費税等相当額 円

業務の説明

1. 業務の場所

- ・白旗山都市環境林内（清田区有明388ほか）

2. 業務の概要

本業務は、白旗山都市環境林において、皆伐(保持伐)、間伐、造林を実施するものである。

- ・皆伐(保持伐)・地拵え 計3.55ha
14林班4小班：1.03ha、14林班9小班：1.68ha、14林班24小班：0.84ha
(針葉樹伐採 2,072本、広葉樹伐採 1,110本、合計 3,182本)
※保持本数未控除
- ・間伐 計3.67ha
26林班23小班：3.67ha
(針葉樹間伐1,225本、広葉樹間伐851本、合計2,076本)
- ・地拵え・造林 計4.44ha
カラマツ苗5,280本
21林班5小班：1.00ha、22林班11小班：1.64ha
トドマツ苗3,600本
26林班46小班1：0.90ha、26林班46小班2：0.90ha

3. 業務の期間

- ・契約締結日から令和8年1月30日まで
※令和7年12月24日以降は、現場作業及び重機の搬出等は不可。

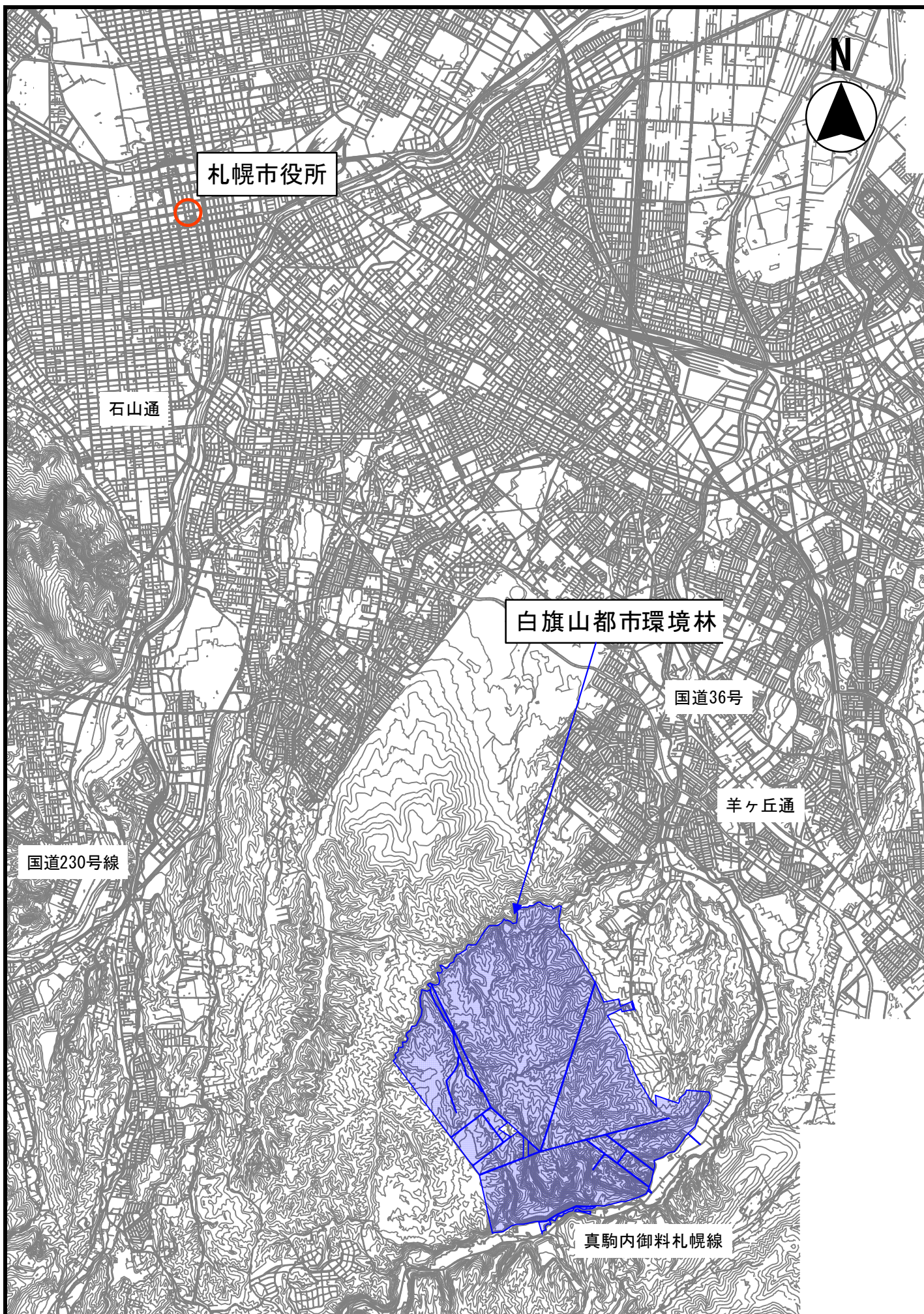
4. 仕様書等

■ 仕様書について

- ・当該業務施行に当たって使用する仕様書は下記を基本とする。
 - ☐ 特記仕様書 (業務内容)
 - ☐ 森林整備工種別共通仕様 (業務全般)
 - ☐ 森林整備施業区分説明 (業務全般)

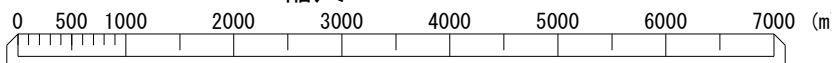
■ 内訳書の表記について

- ・内訳書の表記については、下記のとおり読み替えをおこなうこととする
 - ☐ 工事区分 → 業務区分
 - ☐ 直接工事費 → 直接業務費
 - ☐ 純工事費 → 純業務費
 - ☐ 工事原価 → 業務原価
 - ☐ 工事価格 → 業務価格
 - ☐ 工事費計 → 業務委託料



位置図

縮尺 1 : 70000



白旗山都市環境林森林整備業務その 1（北東部）

特記仕様書

白旗山都市環境林森林整備業務その 1（北東部）の仕様は本特記仕様書による。

その他、本業務に該当する内容については「森林整備工種別共通仕様」「森林整備施業区分説明」によること。

A. 一 般

1 業務内容

（１）業務履行場所については、下記に示すとおりとする。

白旗山都市環境林内（清田区有明 388 ほか）

（２）皆伐、伐木本数（想定）及びその後の地拵えは、下記に示すとおり。

場所	皆伐規模	樹種	平均径級	本数	集材距離	搬出材積（参考）	備考
14 林班 4 小班	1.03ha	カラマツ	33cm	309 本	50m以内	カラマツ 199.3 m³ 広葉樹 18.0 m³	広葉樹等 保持あり
		広葉樹	15cm	371 本			
14 林班 9 小班	1.68ha	トドマツ	23cm	1,411 本	400m以内	トドマツ 377.2 m³ 広葉樹 36.9 m³	
		広葉樹	18cm	504 本			
14 林班 24 小班	0.84ha	トドマツ	27cm	352 本	50m以内	トドマツ 149.8 m³ 広葉樹 19.7 m³	
		広葉樹	19cm	235 本			
合計	3.55ha			3,182 本			

※これらは標準地調査結果に基づく参考値であり、保持本数は加味されていない。皆伐における伐倒本数の増減は、原則、設計変更の対象としない。

- ・皆伐対象地では、生物多様性の保全に配慮した施業を行うため ha あたり概ね 20～30 本の広葉樹（高木類）を伐らずに保持すること（少量保持）。保持対象とする樹種等の形質は、大径木を優先するが、現地状況等を踏まえ、事前に担当職員と協議すること。なお、上述した保持密度での作業手間は設計変更の対象とはならない。
- ・クマゲラ等の希少鳥類の繁殖期に配慮し、契約日から 7 月 21 日（月）までの間、伐倒作業は基本的に避けること。ただし、事前の現場確認等により、伐採区域及びその周辺で希少鳥類の営巣が確認されない場合や、営巣対象となりうる樹木が存在しない林分を施業する場合等は、担当職員の承認を得て、繁殖期であっても施業が行えるものとする（皆伐・間伐共通）。
- ・皆伐区域は、図に示す区域を参考に現場で区域を決定し、担当職員に確認をとること。
- ・皆伐後には、地拵えまで行うこと。
- ・伐木、木寄せ、集材作業、玉切り、計測・集計、地拵えは、森林整備工種別共通仕様に沿って実施する。

（３）間伐は、下記に示すとおり。（1 箇所、計 3.67ha、計 2,076 本）

場所	間伐規模	樹種	平均径級	本数	集材距離	搬出材積	備考
26 林班 23 小班	3.67ha	トドマツ	15cm	1,225 本	450m 以内	181.3 m ³	定性、大土場へ 集材・巻立
		広葉樹	13cm	851 本			

※選木実施済み。搬出材積は立木材積×歩止り（針葉樹 0.70、広葉樹 0.60）の推定値

- ・選木した樹木は現地でマーキングをしている（赤スプレー横１本線）。
- ・現場状況により間伐本数が異なっている場合及び本数変更の必要がある場合は、事前に担当職員と協議の上、設計変更の対象とする。
- ・伐木、木寄せ、集材作業、玉切り、巻立て、計測・集計は、森林整備工種別共通仕様に沿って実施する。
- ・伐木は原則全て集材する。しかし、集材に適さない等、現場条件によって止むを得ない場合は事前に担当職員と協議し、設計変更の対象とする。
- ・間伐対象地の事前の刈払いは行っていない。受託者が刈払を行った場合も設計変更の対象としない。

（４）造林は、下記に示すとおり。（計 4.44ha）

樹種	植栽場所	植栽規模	本数（密度）	備考
カラマツ （裸苗）	21 林班 5 小班	1.00ha	2,000 本（2,000 本/ha）	寄附苗利用（支給品） 一部植樹イベントで植栽
	22 林班 11 小班	1.64ha	3,280 本（2,000 本/ha）	
トドマツ （裸苗）	26 林班 46 小班 1	0.90ha	1,800 本（2,000 本/ha）	
	26 林班 46 小班 2	0.90ha	1,800 本（2,000 本/ha）	
合計		4.44ha	8,880 本	

- ・地拵えを行ってから植付を行うこと。地拵えにおける林地残材の集積位置については、担当職員と事前に協議の上、決定すること。
 - ・既存樹木や切り株等を避け、およそ均等になるように植え付けること。その他、具体的な植付間隔等については、担当者と事前に協議の上、決定すること。
 - ・苗は支給品を用い、白旗山活用センターに納品される予定である。納品後、植え付けまでに期間を要する場合、速やかに仮植等の養生をおこなうこと。
 - ・上記植栽場所のうち、26 林班 46 小班 1 または 2 のいずれかで、10 月中旬頃、苗の寄附者による植樹イベントが開催される予定である。イベントの開催に伴う調整は基本的に発注者が行うが、受託者はイベント開催日 1 週間前までに開催地の地拵えを完了させること。また、イベントの実施前後に苗の小運搬や、植え付け箇所の簡易な明示、植付の手直しを行うこと。
 - ・現場状況により、植付本数が減少する場合等については、本市が指示する苗畑の指定区域に植付を行うこと。
 - ・その他、本数等に変更の必要がある場合は事前に担当職員と協議すること。
- （５）本業務地は、市民が登山のため利用する散策路が敷設されている森林である。よって、作業が終了した林小班周辺及び使用した林道について、利用者の支障とならないよう、作業によって生じた枝葉等を散策路上に残置しないこと。
- （６）クロスカントリースキーコースに隣接する位置に巻き立てる場合のはい積みの高さは 2.5m 以下とする。
- （７）本業務地である白旗山都市環境林の一部は、冬期間クロスカントリースキー競技に供するため林道等に雪上コースが整備される。そのため、令和 7 年 12 月 24 日以降は原則として現場作業及び重機の搬出等は不可とする。
- （８）作業内容に疑義がある場合は、事前に担当職員と協議し、必要に応じて指示を仰ぐこと。

2 用語の定義

この仕様書において次に掲げる用語は、それぞれの定義による。

- （１）担当職員とは、業務主任及び副主任である本市の職員をいう。
- （２）指示とは、担当職員が受託者に対し施行箇所、期間、工法等を示し、業務を実施させることをいう。
- （３）承諾とは、受託者が担当職員に報告し、担当職員が事前に了解することをいう。
- （４）完了とは、業務のすべてを終了することをいう。

- (5) 終了とは、業務期間内において部分的に終了することをいう。
- (6) 検査とは、中間、終了及び完了の検査をいう。
- (7) 確認とは、業務委託期間内において、一定期間内の業務の履行の確認をいう。
- (8) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (9) 現場代理人とは、業務の的確な履行を確保するため、受託者の代理人として業務の運営、取締り、施行の計画や管理を行なうほか、履行に関する一切の事項を処理する者で、受託業者と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者をいう。

3 書類

受託者は、別に示す様式により指定期日までに、関係書類を担当職員に提出しなければならない。現場代理人等に変更が生じた場合には、現場代理人変更通知書（様式 19）を提出するなど、提出内容に変更が生じた場合には、担当職員に報告のうえ、適宜承諾を得なければならない。また、担当職員が特に指示した業務又は工程等については、必要な書類を適宜提出しなければならない。なお、施行計画書等の提出において、業務規模や内容、現場条件等を勘案し、担当職員の承諾を得て、提出書類の一部を省略することができる。

(1) 業務着手

- ・ 業務着手届 様式 17
- ・ 現場代理人指定通知書 様式 18
- ・ 現場代理人変更通知書 様式 19
- ・ 業務工程表

※ネットワーク又はバーチャート方式等により、内容に応じたものとする

(2) 施行計画

- ・ 施行計画書（9 施行計画を参照）

(3) 業務報告

（各月の月末）

- ・ 業務月報 様式 21
- ・ 施業月報 様式 21-1
- ・ 月報出来高報告表 様式 21-2
- ・ 業務写真帳
- ・ 安全訓練等報告書

（各週の週末）※金曜日の朝までに

- ・ 翌週の予定作業の報告

報告内容：位置図に、作業日、作業箇所、作業内容、通行止め区間を記載したものを作成する。

(4) 業務完了（業務終了）

- ・ 完了届（終了届） 様式 22
- ・ 土場位置図（全体）及び土場ごとのはい積み配置図
- ・ 施業区ごとの造材数量集計表 様式 25
- ・ その他業務報告書等

4 履行上の義務等

受託者は、業務の性質上やむを得ないものとして業務の一部を委託又は請け負わせる第3者について、3（2）に記載して担当職員の承諾を得ること。なお、施行計画書提出後にその必要が判明した場合には、業務指示・協議書（特記様式 26）により承諾を得ること。

5 用地の使用等

- (1) 受託者が業務実施のために必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きを取るものとする。
- (2) 受託者が業務実施に必要な私有地を借用し、または買収したときは、その土地の使用により生じた苦情及び紛争は、責任をもって解決しなければならない。

6 支給品

受託者は、支給材料を適正に管理し、業務完了時に精算を行うこと。

7 業務の検査

- (1) 業務完了の検査にあたっては、現場代理人がこれに立ち会わなければならない。

8 業務現場発生品

業務施行によって生じた発生品は、担当職員の指示に従い整理のうえ、担当職員の指定する場所で引き渡されなければならない。

9 施行計画

受託者は、担当職員と協議の上、適切な施行計画を立て業務を遂行しなければならない。受託者は、下記の事項の内容を記載した施行計画書を着手後速やかに担当職員に提出すること。

- (1) 作業工程表
- (2) 現場組織表（施行体系図を含む。）
- (3) 使用車両・使用機械
- (4) 施行方法
- (5) 施行管理計画
- (6) 緊急時の体制及び対応
- (7) 安全管理（安全訓練等の実施計画を含む）
- (8) 交通管理
- (9) 環境対策
- (10) その他（道路使用許可申請関連など業務に必要と判断される書類）

10 諸法規の遵守

受託者は業務の施行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、道路交通法、森林法、環境基本法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、文化財保護法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

- (1) 受託者は、諸法令に違反した場合発生することが予想される責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- (2) 受託者は、諸法令及び作業基準や指針と照らし、当該業務の計画、図面、仕様書の内容に不備があった場合は直ちに担当職員に報告し、協議すること。

11 官公庁への手続き

- (1) 業務施行のため必要な関係官庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかにその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。

1 2 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ担当職員の承諾を得なければならない。

1 3 保険

- (1) 受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び、中小企業退職金共済法の規定により雇用者の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、任意の損害保険に加入しなければならない。
- (2) 道路交通法の適用を受ける機械の使用にあたっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し担当職員の確認を受けなければならない。

1 4 技能講習

技能講習者が従事することになっている業務については、特別な場合以外は技能講習者以外の者に業務を行わせてはならない。

1 5 交通規制

- (1) 一定期間、交通規制を必要とする場合は、その方法について担当職員及び関係官庁と協議し、実施及び解除期間等について承認を得なければならない。

1 6 安全対策

- (1) 作業上、一時的に撤去又は移設する交通安全施設は、作業完了後すみやかに復元し担当職員の確認を得なければならない。
- (2) 業務現場の歩行者通路（安全衛生規則を準拠する）は、安全な幅員を確保し、通行危険箇所には、立入禁止の表示、保安柵（ガードロープ、バリケード、柵等）を設置するとともに、必要に応じて誘導員を配置して危険防止に努めなければならない。また、必要に応じてその隣接する歩行者通路を閉鎖すること。その際は、事前に担当職員と協議し、主要な入口に情報を掲示すること。
- (3) 床掘部等は原則として滞水状態にしないこと。また、滞水状態になった場合には、速やかに安全対策の処置を行わなければならない。
- (4) チェンソーの使用については、作業員を交代させる等振動障害対策をたてて行うこと。
- (5) 作業中、一般の入林者が近づくことが予想できる場合は、標識を立てるなど積極的に注意を呼びかけて事故防止に努めること。
- (6) 伐倒、枝払い、集材等の作業が同時に行われる場合には、作業場所同士の間隔を広くするなど、作業を安全に進められるように考慮すること。
- (7) 伐倒木の方向規制は慎重かつ確実に行うこと。

1 7 環境負荷の低減

委託業務の執行にあたっては、「札幌市の環境方針（平成 27 年 9 月 1 日）」に基づき、環境に与える負荷を低減するように努力すること。

(1) 車両関係

- ①極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
- ②環境に負荷の少ない運転をすること。
 - ・急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
 - ・適正な空気圧、経済速度で走行すること。

- ・ 不要な荷物、遊具類を積まないこと。
 - ③アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。
 - ・ 駐停車する場合には、エンジンを止めること。
 - ・ 必要以上の暖機運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。
 - ④作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最小限度にとどめること。
- (2) その他
- ①成果品に紙を使用する場合は、古紙配合率の高いものを使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とする。
 - ②本業務の履行において使用する商品・材料等については、極力環境に配慮したものを使用すること。

18 事故報告

受託者は、業務の施行中に事故が発生した場合には、被災者がいる場合には被災者に対し適切・迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに担当職員に報告するとともに、業務事故報告書を担当職員に速やかに提出しなければならない。

19 その他

- (1) 除雪に要する費用は、設計変更の対象としない。
- (2) 本件以外の森林整備業務が並行して進められている場合ため、必要に応じて事前に翌週の作業内容を示した位置図(3(3)(各週の週末)のとおり)を作成し、電子メールで担当職員含む各関係者に提出するとともに、作業計画の調整を行うこと。その他情報共有の詳細については、担当職員の指示によること。

B. 管 理

1 施行管理

受託者は、担当職員と協議し、適切な施行管理を行うこと。

2 現場管理

- (1) 作業時間は第三者に対する危険防止からも、特に担当職員が認める場合以外、日没後に施行してはならない。
- (2) 機械使用の場合は、機種等は担当職員の承諾を受けること。
- (3) 機械の使用に資格が必要な場合には、資格証明の写しを整備し、担当職員から提出を求められた場合には速やかに提出できるようにすること。
- (4) 作業中は「作業中」、「注意」の看板等を標示すること。必要に応じてコーン等を設置し、森林の一般利用者が立ち入らないように明示すること。
- (5) 機械の運転中はもちろん、休息中も危険な状態にならないよう、監視員を配置するなどの措置をとり、注意を怠らないこと。
- (6) 作業終了後は、後片づけはもちろん、作業指示区域の周囲を清掃し、ゴミ等はその日のうちに処理すること。
- (7) 作業終了後は、機械その他の工具等を一切置かないこと。
作業の進行上、必要がある場合は、事前に担当職員と協議すること。
- (8) 受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めるとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考にして、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
- (9) 受託者は業務現場が隣接し、又は同一場所において別途業務がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないように処置しなければならない。
- (10) 受託者は業務施行中、担当職員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼすなどの施行方法をしてはならない。
- (11) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかななければならない。
- (12) 受託者は市街地における業務について、建設工事公衆災害防止対策要綱に準拠し、災害の防止に努めなければならない。
- (13) 業務中必要な保安措置は、関係法規に従って行わなければならない。
- (14) 受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷を生じたとき、又は第三者に損害を与えた事故が発生した時は、遅滞なくその状況を担当職員に報告しなければならない。
- (15) 受託者は業務の施行にあたり、現場の環境を阻害することのないよう、その保全について十分に注意しなければならない。
- (16) 業務が終了したときは、後片づけ及び清掃を業務期間内に完了しなければならない。

3 安全管理

受託者は、業務の施行にあたり事故防止に十分留意しなければならない。

- (1) 受託者は業務着手後、必要に応じて安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施行計画書に当該業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、担当職員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備保管し、担当職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(安全に関する研修・訓練等の例)

- ア 安全活動の視聴覚資料による教育
 - イ 当該業務内容の周知徹底
 - ウ 当該業務における災害対策訓練
 - エ 当該業務で予想される事故対策
 - オ その他、安全・訓練等として必要な事項
- (2) ダンプトラック、大型貨物自動車による土砂、業務用資材などの運送計画の立案にあたっては、適法な運送業者を使用することとし、過積載などによる事故防止とともに、下請業者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (3) 運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上に努めるとともに、下請業者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (4) 業務に関連して発生した交通事故及び業務従事者の悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく担当職員に文書をもって報告しなければならない。
- (5) 一般交通の用に供している道路を業務施行のため使用する場合は、受託者はあらかじめ担当職員及び所管警察署と、交通規則等の具体的打ち合わせを行わなければならない。なお、交通規制の期間（時間）は必要最小限にとどめるよう努めること。また、2車線道路での片側通行禁止等の区間を設ける場合は、交通誘導員の配置、信号機の設置その他適当な方法により交通整理を行って、常に円滑な交通の確保に努めなければならない。通行禁止を行う場合は、原則としてう回路を設けなければならない。なお、通行禁止区間であっても、区域内居住者のために必要と認められる交通は必ず確保するとともに火災、その他の急を要する事態の発生に対し速やかに対処できるよう措置しておかななければならない。
- (6) 業務現場近くに利用者がしばしば業務現場を通行する場所については、利用者の安全に十分配慮し、作業員又は誘導員は、利用者を安全な場所へ誘導するか、通行に支障のない通路等を確保すること。

4 写真管理

(1) 基本事項

- ア 写真の種類…電子媒体（デジタルカメラ）
- イ 写真の大きさ…8.5×11.5cm 程度
- ウ 写真帳の大きさ…A4 版
- エ 写真帳の提出部数…1 部（原本（CD-R 等）は担当職員からの指示があった場合は提出する。）
- オ 撮影項目…作業状況（作業前・後及び作業中）

(2) 留意事項

- ア 写された写真を明確にするため、次の事項を記入した小黑板（65cm×50cm 程度）を必要に応じて写しこむこと。
 - 業務名 ○工種 ○撮影月日 ○撮影場所
 - 立会担当職員名（立会った場合のみ）
- イ 撮影された写真は、作業状況、寸法等の確認、判定等ができるよう工夫するものとし、撮影方法の詳細については、あらかじめ担当職員と協議するものとする。
- ウ 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。（有効画素数 80 万画素以上、プリンターはフルカラー 300dpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで 3 年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）
- オ 業務写真帳については、工種毎ごとに整理することを基本とし、その詳細については、あらかじめ担当職員と協議するものとする。

森林整備工種別共通仕様

1 地拵え

1-1 一般

地拵えとは、苗木を植えやすくするための準備作業をいう。

- (1) 地拵えの実施時期、筋刈りの場合の刈幅及び置幅、筋刈りの基準数、ロータリーティラーによる耕耘深さについては、それぞれ担当職員と協議するものとする。
- (2) 末木、枝条、倒木等は植え付けの支障とならないように整理しなければならない。整理の場所については担当職員と協議するものとする。
- (3) 地形の状況、末木、枝条等の堆積によって著しく植え付けの障害となる場所や、有効稚幼樹の生育地、立木の樹冠下の刈払いは担当職員の指示によること。
- (4) あらかじめ保残するものとして表示した又は作業に先立ち担当職員が指示した立木・幼齢木は保残するものとする。
- (5) 刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう処理すること。
- (6) 植幅、筋置幅の基準は別途指示する。原則として等高線沿いに集積するが、現地の実状により、これにより難しい場合は担当職員の指示によること。
- (7) 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。
- (8) 地形や障害物等があり末木枝条等が筋置に集積できない場合は担当職員の指示に従うこと。
- (9) 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。必要に応じて、集積帯の下段に杭を打つなどして集積物の転落を防止すること。

1-2 機械地拵え、刈払機地拵え

機械地拵えは、バックホウ等の重機を用いて笹、草本類、つる類、小径木等の地被物を表土から除去し、植え付けの支障にならないように整理する作業をいう。

刈払機地拵えは、笹、草本類、つる類、小径木等の地被物を地際から刈り払って植え付けの支障にならないように整理する作業をいう。

2 植栽工

2-1 仮植

仮植とは、苗木搬入後本植までの間に、苗木が根の乾燥等によって衰弱するのを防ぐために適当な場所に保存する作業をいう。本植する際に都合の良いように根部を土中に埋める。

- (1) 仮植地の選定は担当職員と協議すること。
- (2) 仮植地は、植栽地に近い日陰適湿の土地で雨水が停滞しない場所を選定し、乾燥を防ぐために必要な措置をとらなければならない。
- (3) 仮植地は、笹、草本類、その他の地被植物、根などを除去して十分に耕耘すること。
- (4) 苗木は慎重に扱い、根を乾燥させたり頂芽を損傷させたりしないよう注意すること。
- (5) 苗木は一本並べとして、根が露出したり苗木の葉に土がかかったりしないようにすること。
- (6) 仮植後は踏み固めを確実に行って、苗木が浮き上がらないようにすること。
- (7) 仮植地の周辺は排水をよくするために相当の深さの溝を掘って仮植地に滞水する危険がないようにすること。
- (8) 仮植苗木は 1,000 本ごとに仮標識（ビニールテープ等）を入れて本数を明確にすること。

2-2 一般苗木植え付け

苗木を購入して林内に搬入し、所定の場所に植栽することをいう。これに伴う仮植、植え穴掘り、植栽、苗木の保護の一切を含めたものである。

1. (購入) 苗木

- (1) 苗木は色艶がよく、鬚根が多く、頂芽が発達した、十分活力があるものであること。
- (2) 苗木が著しく衰弱していて植栽後活力が危ぶまれる場合には、苗木に活力が生じるまで根を水に浸しておくこと。
- (3) 各作業を通じて苗木は丁寧に取り扱うこと。頂芽や根などを損傷しないように注意しなければならない。
- (4) 苗木は到着後直ちに梱包を解いて仮植えすること。
- (5) 苗木は使用前に担当職員の検査を受けなければならない。
- (6) 植付けに使用する苗は、最新の標準価格表（北海道山林種苗協同組合）のとおりとする。

2-3 植付

1. 植え付けのため、仮植地に苗木を運搬するときは、1日の仮植可能本数を運搬限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木は直ちに仮植を行い、乾燥を防ぐ措置をとらなければならない。
2. 植え付けのため苗木を携行するときは、根を露出させないように苗木袋を使用しなければならない。
3. 根及び幹の剪定を必要とするときは、担当職員の指示を受けなければならない。
4. 苗木を枯損することなく指定期間内に完了できるよう、作業工程を検討しなければならない。
5. 植え付け箇所に、伐根、保存木、石礫等の障害物があって、指定の間隔によりがたいときは、列をはみ出さないよう前後に移動させるものとする。
6. 植え穴の大きさは、苗木の大きさ及び根茎に応じたものでなければならない。
7. 植え穴の掘り方は、地被物を除去して十分に掘り起こし、碎土した後、根茎、石礫、落葉等を取り除かなければならない。
8. 植え付けにあたっては、植え穴のほぼ中央に苗木の根を十分に広げておき、苗木の先端を上方に軽く引き上げて揺り動かすようにして踏み固め、必要に応じて地被物などを被服しなければならない。この場合において深植えにならないように、かつ根が露出しないように注意しなければならない。
9. 気象状況により植え付け後の活着が危ぶまれるときは、担当職員と協議し作業を中止しなければならない。

2-4 補植

補植とは、枯損した苗木又は、その後正常な成長が期待できない苗木を予め指示された苗木をもって植え替えることをいう。

1. 植え方については、前条2-3による。

2-5 苗圃苗植付け

苗圃苗植付けとは、苗圃で生育した山出し苗を植栽地に植え付ける作業をいい、これに伴う掘取、選苗、小運搬、植穴掘り、植付け及び苗木の保護一切を含めたものをいう。

1. 植付けに使用する苗木の種類、寸法、単位面積当たりの本数、間隔、完了期日等については、それぞれ担当職員と協議することとする。
2. 選苗については、担当職員の指示による。
3. 苗木の扱いは、2-2による。
4. 植付けにあたっては、2-3による。

2-6 山引苗植付け

山引苗植付けは、苗木を林内より採取し選苗したのち所定の場所へ植え付ける作業をいい、これに伴う仮植・植穴掘り・植え付け及び苗木の保護一切を含めたものをいう。

1. 植付けに使用する苗木の種類、寸法、単位面積当たりの本数、間隔、完了期日等については、それぞれ担当職員と協議することとする。
2. 山引苗の採取地は、地形があまり急でない沢地を選び、採取する場合には地上部の形から前年度によく伸びている太いものだけを採取すること。
3. 山引苗の掘り取りは器具を用いて丁寧に行うこと。この時、根切り、根うかし等を行うこととし根の表皮をいためたり、裂傷を与えたりしないよう注意すること。また掘り取った苗を乾かさないうなるべく早く仮植するものとする。
4. 選苗については、担当職員の指示による。
5. 苗木の扱いは、2-2による。
6. 植え付けにあたっては、2-3による。

2-7 山取植付け

山取植付けとは、指示により林内より樹木を根鉢付きで掘り取り指定の場所に植え穴を掘り土壌改良剤を投入し植付ける作業をいう。

2-8 苗運搬(購入苗)

苗運搬とは、購入した苗木を林内の仮植または植付する場所に搬入するためのトラック運搬のことをいう。

1. 受託者は、使用する苗木について予め出荷者、出荷期日、運搬方法、着荷場所等について、緊密な連絡を取り苗木の掘取り、選苗、格納について、立会しその経過を明らかにしておかなければならない。
2. 指定の苗木運搬方法を変更する時は、担当職員の指示を受けなければならない。
3. 苗木の運搬中は、根が露出しないように留意し乾燥の著しい時は、水分を補給しなければならない。
4. 苗木は、到着後直ちに梱包を解き、仮植または植付しなければならない。
5. 苗木は丁寧に取扱い頂芽、根等を損傷しないように注意しなければならない。

2-9 樹木等運搬(山引苗、山取苗、苗圃苗)

これは、山引苗植付け、山取植付け用の苗木、苗圃苗植付けの樹木を林内の採取場所、掘取場所から仮植場所または植栽場所に搬入するためのトラック運搬のことをいう。

1. 苗木、樹木の運搬中は、根が露出しないように留意し乾燥の著しい時は、水分を補給しなければならない。
2. 苗木、樹木は、到着後直ちに、仮植え又は、植栽しなければならない。
3. 苗木、樹木は丁寧に取扱い頂芽、根等を損傷しないように注意しなければならない。

3 刈払い

刈払いとは、植栽木及び有用樹の成長を阻害する笹、つる類、かん木等を地際から刈払う下刈、天然更新を促進させるためのササ等の刈払い及び林道、防火帯、境界の草刈作業のことをいう。また、手刈りとは、急傾斜地や圃場等の機械刈り困難地において、鎌、ナタ等を用いて地際から刈払うことをいう。

1. 刈払いは、植栽木及び有用樹を損傷しないように、十分に注意して行わなければならない。
2. 刈払いは、担当職員の指示する幅、区域を刈り払うこと。

3. 刈払いは、地際（刈高 10 cm 以下）で刈ること。
4. 集草を行う場合において、特定外来生物の生育が確認される場合は、可能な限り種子をつける前に作業を行うこととするが、すでに種子をつけている場合は担当職員と協議すること。（共通仕様書 公園・街路樹共通編 3-6)を参照）
5. 林内で絶滅危惧種を確認中の区域は、作業に入る場合事前に業務職員と協議すること。該当箇所は以下のとおり。
 - ①防火帯⑮
 - ②白旗山南幹線の有明入口駐車場付近
 - ③中央幹線上の作業道 2603 交差付近
 - ④その他、絶滅危惧種が生息する可能性がある箇所

4 選木及び森林調査等

受光・本数調整伐木選定を標準とするが、その他の調査を含む作業をいう。

4-1 選木（受光・本数調整伐木選定）

指示区域内の間伐及び除伐木を選定し、明確に分かるように目印を付ける作業をいう。

1. 選木にあたっては、立地条件、植栽木有用樹の良好な成長を考慮して行うものとする。原則として、不良木や枯損木・折損木のほか、樹冠長率が著しく低いなど風倒リスクが高い立木を選木するが、担当職員による特段の指示がある場合はそれに従うこと。
2. 現地において、選木した樹木は赤色マーカー（横 1 本線）で明示する。間伐区の境界を示す樹木は、赤スプレー又は蛍光テープ（赤スプレーの場合は横 2 本線、蛍光テープの場合は横 1 本線）で明示すること。マーカー位置はササ丈より上部とすること。
3. 選木調査位置図作成等必要成果品を提出する。
4. 選木調査の報告は、【選木調査集計表（様式 23）】とする。

4-2 立木調査

1. 調査目的については、担当職員と協議するものとする。
2. 調査結果については、担当職員に報告書を提出しなければならない。
3. 調査地の写真撮影を行うこと。
4. 立木調査 A は夏期、立木調査 B は冬期に実施する。

4-3 標準地調査

標準地調査とは、指定した林分（小班を単位とする）の標準的な林況の区域において小規模面積の現地調査をおこない、指示区域内の立木などを調査する作業のことをいう。

1. 標準地の面積は 0.05ha（20m×25m）を標準とする。
2. 標準地の設置数は、3ha 未満で 1 箇所以上、3ha～10ha 未満で 2 箇所以上、10ha 以上で 3 箇所以上とする。（「造林事業について」（森整第 645 号平成 12 年 5 月 31 日）による）
3. 現地において、標準地の 4 隅は赤スプレーにて 30 cm 程度の太さの 1 本線で明示する。
標準木は黄色スプレーにて 30 cm 程度の太さの 1 本線で明示し、赤又は黄色で 1～3 の番号を明示する。
4. 調査結果については、担当職員に報告書を提出しなければならない。
5. 調査地の写真撮影を行うこと。
6. 標準地調査の報告は、【標準地調査票（様式 24）】による。

4-4 樹冠投影図作成調査

樹冠投影図作成調査とは、無作為に選定した小規模面積の現地調査をおこない、指示区域内の樹冠投影図作成を目的とした調査のことをいう。

1. 標準地の面積は 0.04ha (20m×20m) を標準とする。
2. 調査結果については、担当職員の指示がある場合には報告書を提出しなければならない。
3. 調査地の写真撮影を行うこと。

4－5 施業地測量

施業地測量とは、測量機器を使用し施業地の外周を測量する作業をいう。

1. 施業面積、延長等測量成果品を提出する。
2. 林道、林道予定地等の路線測量とする。

5 つる切り

つる切とは、有用樹の成長を阻害する つる類を地際から切断する作業をいう。

1. 巻きついているツルは取り外して片付けること。
2. つる切りは、造林木や有用樹を損傷しないように十分注意して行うこと。

6 除伐

除伐とは、間伐が行われるまでのあいだに目的樹種の生育を阻害する不要樹種や、目的樹種でも形質が悪くて将来成長の見込みがないものを伐採する作業である。

1. 除伐木は、立地条件と植栽木、有用樹の良好な成長を考慮して選木（必要に応じ別途調査）し、必ず担当職員の承諾を得てから除伐の工程に入ること。
2. 除伐木を搬出する場合には残存木を損傷しないように注意しなければならない。また、搬出をしない場合で切り捨てによる病虫害発生の心配があるときは、除伐木を適当な長さに切断して整理すること。
3. 有用広葉樹は極力残すこととし、選木及び仕立て方について担当職員の承諾を得ること。
4. ニセアカシアは、特別指示がある場合を除き、通常は不用木として除伐すること。

7 枝落とし（枝打ち）

枝落としとは、材質改善などを目的として行う、立木の枝を取り除く作業をいう。

1. 枝落としの対象木については、樹木の形質の向上だけではなく、立地条件や森林の育成目的等を十分考慮して選定すること。
2. 樹幹損傷しないように注意して行うこと。

8 伐木、木寄せ、集材作業、玉切り、巻立て、計測・集計

8－1 共通

立木を伐倒して、枝払い、玉切り（短材処理）（以上、伐木）、木寄せ、集材作業、巻立て、計測、集計（以上、計測・集計）までの各種作業について、以下の項目に注意すること。

- ・伐倒の高さは地際から 15cm 以下とする。（冬季作業等例外あり）
- ・伐倒や集材を行うときに残存木を損傷しないよう注意すること。
- ・径 8cm 以上の伐採木は折損木や枯損木等であっても林外へ搬出する。しかし、搬出に不適當な場合はこの限りではない。
- ・造材の長級は、一般材は 3.65m、パルプ材、チップ材は 1.82m を標準とするが、樹種や販売価格の上昇、用途の拡大等に寄与する提案がある場合は、長級の変更を認める場合があるため、事前に担当職員と協議すること。

- ・全長級について延寸（余尺）を 10cm 程度加えること。
- ・伐倒木は林道脇の山土場等に巻き立てること。土場の位置はあらかじめ位置図により指定した場所とする。現地確認後、変更の必要がある場合は、担当職員と協議すること。
- ・作業が終了したらすみやかに計測して担当職員に書面【造材数量集計表（様式 25）】で報告すること。

8-2 間伐

林分の密度調整を目的として、前もって選木された林木を伐倒・枝払い、玉切り（短材処理）、木寄せ、集材、（機械・人力）巻立、計測・集計までの一連の作業をいう。

8-3 切捨間伐

枯損木や集材困難区域（急傾斜地等）、冬季間伐区域（雪解け後、集材作業などを実施）などにおいて、伐倒・枝払い、玉切り（短材処理）までの一連の作業をいう。

8-4 切株処理

冬季伐倒区域において、地際から伐倒されずに残っている切株を切り、処理する作業をいう。処理する高さは、地際から 15cm 以下とする。切株は林内に自然還元することを基本とする。

8-5 皆伐（主伐）及び保持林業

主伐とは、利用期（伐期）に達した森林の樹木を収穫を目的に、伐倒・枝払い、玉切り（短材処理）、木寄せ、集材、（機械・人力）巻立、計測・集計までの一連の作業をいう。

皆伐は、指定された区域内の立木を、原則全て伐採することをいう。ただし、特記仕様書によるほか、生物多様性の保全に配慮した施業を行うため、皆伐区域内では一部の広葉樹を伐らずに保残することとし、概ね 20-30 本/ha 程度の単木保持を行う事。（枯損木は保持しないこと。）保持する広葉樹の形質については、事前に担当職員と協議し決定すること。ニセアカシアは原則保持しないものとする。

8-6 集材

木材を、ブルドーザ、グラップル等を用いて集積箇所（山土場）等へ運搬する作業をいう。集材作業に当たっては残存木を損傷しないよう注意すること。

8-7 巻き立て

枝払いの済んだ原木または玉切りした丸太を、土場に木口を揃えて積み上げる作業をいう。はい積みは、施業区ごとに樹種、用途、丸太の長級ごととする。はい積みは崩れないよう必要に応じて止杭やかんざし積み等を行うこと。元口と末口で太さに著しい差がある丸太が多い場合は、向きを交互にして積むこと。

8-8 計測・集計

施業区、樹種、用途、長級毎に、丸太の計測・集計を行う。径級の測定をするにあたっては、樹皮を除いて行うものとし、最小径を計測する。ただし、最小径が 14 cm 以上の丸太であって、最小径に直角な径と最小径との差が 6 cm（最小径が 40 cm 以上の丸太にあつては、8 cm）以上あるものの径は、その差 6 cm ごとに最小径に 2 cm を加えたものとする。

9 除雪

9-1 根出し除雪

1. 伐採のときに幹の周辺の雪を根部が見えるまで取り除く作業をいう。

2. 作業がやりやすいように、また安全にできるように、十分な除雪を行うことをいう。

9-2 機械除雪

1. ホイルローダ、ブルドーザ等を使用して林道などを車両が通行できるように除雪することをいう。
2. 路盤、林地、電話線等を損傷しないようにすること。

10 集材路

10-1 山土場造成

木材を集積し、玉切り、巻立て、計測などの作業が安全かつ迅速にできるように地被物等をすきとって平坦な区域を造る作業をいう。土場造成にあたって支障木を伐採する必要がある場合は、事前に協議し、担当職員の指示によること。作業に当っては周囲の残存木を損傷しないようにすること。

10-2 集材路作設

機械集材を安全に行えるように集材路を造成することをいう。造成にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）によるものとする。

1. 必要以上に掘削するなど林地を破壊するような造成はしないこと。
2. 屈曲部は集材作業を円滑に行えるように特に配慮すること。
3. 地形をよく考慮して流水の影響を最小限にとどめること。

10-3 作業支線造成

仕様書及び指示書または担当職員の指示により、作業道を造成することをいう。作業道の仕様は、国が定める「森林作業道作設指針の解説」（令和4年度版）及び北海道が定める「森林作業道作設指針」（平成23年3月31日森整第1219号北海道水産林務部長通知）によるものとする。

1. 土工は片切りにより行うこと。勾配が急な場合には盛土部の表層を取り除いてから盛土すること。
2. 盛土部分は十分締め固め、沈下によって使用上の支障が生じないようにすること。
3. 支線の幅員は3m内外、法面は1割を標準とする。
4. 路床の含水軟化を防ぐために排水を考慮して造成すること。
5. 地形をよく考慮して流水の影響を最小限にとどめること。

10-4 林道補修

1. ブルドーザを使用して、林道の有効幅員部分を平坦に仕上げることをいう。
2. 轍及び穴は埋めること。
3. 軟弱な部分があれば除去すること。

11 丸太作工物

11-1 木柵

カラマツ材・アカシア材を加工して打ち込みもしくは建て込み、鉄線を張る一連の作業をいう。

11-2 ゲート

アカシア材を使用して、規格の作工物を所定の場所に設置する一連の作業をいう。

森林整備施業区分説明

1 地拵え

■刈払機地拵え

(刈払機地拵え－全刈)

指定された全ての区域の地拵えをする場合。

- ① 刈払機地拵 A (全刈－雑草・カヤ類 (ミヤコザサ・クマイザサ矮性含む) 地)

草本類が主で小径木や笹が散在する林地を刈払機で地拵えするもの。枝打ちの後で枝条がある場合や植え付けに支障となるものがある場合にはそれらの整理を含む。

- ② 刈払機地拵 C (全刈－クマイザサ・チシマザサ地)

クマイザサが主で小径木や草本類が散在する林地を刈払機で地拵えするもの。枝条などの処理は A と同様とする。

(刈払機地拵え－筋刈)

筋状に地拵えをする場合。小面積で作業地が分散し、連続作業が困難な場合を含む。

- ③ 刈払機地拵 E (筋刈－雑草・カヤ類 (ミヤコザサ・クマイザサ矮性含む) 地)

草本類が主で小径木や笹が散在する林地を刈払機で地拵えするもの。枝打ちの後で枝条がある場合や植え付けに支障となるものがある場合にはそれらの整理を含む。

- ④ 刈払機地拵 F (筋刈－クマイザサ・チシマザサ地)

笹が主で小径木や草本類が散在する林地を刈払機で地拵えするもの。枝条などの処理は E と同様とする。

■機械地拵え

(機械地拵え－全刈)

作業区域内の末木枝条等の整理、集積等をグラップル、プロセッサ等車両系木材伐出機械及びバックホー等を使用して、指定された全ての区域の地拵えをする場合。

(機械地拵え－筋刈)

作業区域内の末木枝条等の整理、集積等をグラップル、プロセッサ等車両系木材伐出機械及びバックホー等を使用して、筋状に地拵えをする。

2 刈払

■機械刈 (肩掛け式刈払機使用)

(現場条件及び作業内容等の区分)

	雑草・カヤ類 クマイザサ矮性・チシマザサ矮性		クマイザサ矮性・チシマザサ	
	筋 刈	全 刈	筋 刈	全 刈
年 1 回刈	刈払 A	刈払 B	刈払 C	刈払 D
年 2 回刈	刈払 E	刈払 F	刈払 G	刈払 H

全 刈：笹、草本類の生える造林地等を全面にわたって刈払う場合

筋 刈：笹、草本類の生える造林地等を苗木の植列に沿って帯状に刈払う場合。

※年 2 回刈は、草本類の再生力が強いので、年 2 回の刈払いが必要な場合に実施するもので、費用

は面積あたり2回分の費用を積算している。

※林道や防火帯等の刈払は、林道筋や防火帯の繁茂した草本類を指示された幅、区域の刈払いを実施するもので、一般的には、林道は上記区分の刈払A（年1回・雑草類）とする。防火帯は刈払B（年1回・雑草類）とする。

■手刈り等（人力：鎌・ナタ使用）

（手刈り：鎌・ナタなど使用）

急傾斜地や圃場等の機械刈りが困難な区域において、鎌やナタなどを用いた草刈

① 手刈りA（雑草・カヤ類（ミヤコザサ矮性・クマイザサ矮性含む）地）

草本類が主で小径木や笹が散在する林地を鎌などを使用して刈り払いするもの。

② 手刈りB（クマイザサ・チシマザサ地）

笹が主で小径木や草本類が散在する林地を鎌などを使用して刈り払いするもの。

（稚樹刈払い：手刈りと機械刈りの併用）

③ 稚樹刈り出しA（雑草・カヤ類（ミヤコザサ矮性・クマイザサ矮性含む）地）

草本類が主体の更新地において、有用木の稚樹の生育を阻害する草類の刈払いをおこなう。

④ 稚樹刈り出しB（クマイザサ・チシマザサ地）

笹類が主体の更新地において、有用木の稚樹の生育を阻害する笹類の刈払いをおこなう。

⑤ 稚樹刈り出しC（雑草・カヤ類（ミヤコザサ矮性・クマイザサ矮性含む）地）

草本類が主体の更新地において、有用木の稚樹の生育を阻害する草類の刈払いを年2回おこなう。

⑥ 稚樹刈り出しD（クマイザサ・チシマザサ地）

笹類が主体の更新地において、有用木の稚樹の生育を阻害する笹類の刈払いを年2回おこなう。

3 つる切り

（現場条件等の区分）

	繁茂度 疎		繁茂度 中	
	緩斜面 (10度未満)	急斜面 (10度以上20度未満)	緩斜面 (10度未満)	急斜面 (10度以上20度未満)
夏期	つる切りA	つる切りB	つる切りC	つる切りD
冬期	つる切りE	つる切りF	つる切りG	つる切りH

4 廃棄物処理

作業に当たっては、廃棄物処理及び清掃に関する法律などの関係法令を遵守すること。また、マニフェストの有無に関わらず、本市指定処理場への運搬・処理を実施した場合は、計量伝票（計算書兼領収書など）を添付し、担当職員に提出すること。

1) 一般廃棄物

発生した剪定枝や伐採木等の搬出に当たっては、札幌市ごみ資源化工場及び市内清掃工場・破碎工場への搬入すること。

一般ごみ、飲料缶、びん類、ペットボトルは一般財団法人札幌市環境事業公社（Tel011-219-5353）

に収集運搬を依頼し、処理すること。

トイレの汲み取りについては、クリーンセンター（011-684-9393）に依頼し、処理を行うこと。

2）産業廃棄物（建設副産物・建設廃棄物）

施設管理に際して工作物の新築、改築、除去に伴い、建設副産物が発生する場合には札幌市土木工事共通仕様書に規定する事項のほか、次によるものとする。

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の扱い

受託者は、現場で発生する産業廃棄物が適正に処分されたかを処理業者等と緊密に連絡を取合いながら下記手順によりマニフェストで確認し、最終処理完了後、担当職員にE票（竣工時に間に合わない場合はD票）の写しと計量伝票の写しを提出すること。

（マニフェストの管理手順）

マニフェストの管理については、紙マニフェストの場合は公益社団法人 全国産業資源循環連合会、電子マニフェストの場合は財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが示す手順によること。

(2) 業務で発生する建設副産物の処理方法、処理場等への処理条件は下記のとおりとし、担当職員と事前協議のうえ決定すること。なお、変更が生じた場合は担当職員と速やかに協議をおこなうこと。

＜産業廃棄物及び建設副産物処理施設一覧表＞

建設副産物分類				処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等
建設発生土等	建設発生土	土砂	埋立	山口処理場	手) 手稲山口364 TEL 681-3337	・ヘドロ、泥炭、岩塊(粗大なもの)及び場所杭発生土は不可。 ・搬入土量、期間によって捨土均し費用が必要となるので個別に確認すること。 ・許可(届出)により処理料金は無料
				事前協議先:清掃)処理場管理事務所、東)東苗穂2条2丁目 TEL 783-5314		
		自然石	再生	小橋北豊(株)	南)川沿18条1丁目3番 TEL 572-3250	・受入条件等については、確認を要する。 ※小橋北豊:50cm以上は別途小割費必要 ※札幌リサイクル骨材:玉石に限る。原則50cm未満まで。ただし、受入条件の詳細は事前に確認すること。
				札幌リサイクル骨材(株)	東)中沼町45-26 TEL 792-4087	
建設廃棄物	産業廃棄物	コンクリート塊 アスファルト	中間(破碎) 再生	東亜道路工業(株)	東)東雁来5条1丁目1番75号 TEL 783-4589	※処理料金有料。 ※再生アスファルトとして売却。 ※受け入れ時間、受け入れ量等については各施設へ事前に確認すること。 ※厚さが15cmを超える場合は、一辺が30cm内外の大きさまで破壊して搬入すること。
				世紀東急工業(株)	西)発寒10条14丁目1068番地3 TEL 669-1234	
				道路工業(株)	豊)西岡521 TEL 582-6850	
				札幌中央アスコン	西)福井495番1号 TEL 662-0718	
				札幌環境資材センター	手)曙5条5丁目110番18号 TEL 684-5488	注1) 札幌リサイクル骨材(株)は事前打ち合わせによる。
				注1) 札幌リサイクル骨材(株)	東)中沼町45-26 TEL 792-4087	
				石狩アスコン	石狩市新港中央2丁目757-4 TEL0133-64-1951	※札幌市内の全ての処理施設が受け入れ不可能な場合のみ使用すること。 ※処理料金有料。 ※再生アスファルトとして売却。 ※受け入れ時間、受け入れ量等については各施設へ事前に確認すること。
				道央グリーンアスコン	江別市工業町26-6 TEL011-383-3198	
				エコセンター東札幌	江別市工業町6-5 TEL011-384-1933	
				きたひろアスコン	北広島市西の里745-6 TEL011-373-7321	
				サッポロアスコン	北広島市大曲工業団地3丁目7-3 TEL011-377-3797	

建設副産物分類				処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等		
建設廃棄物	産業廃棄物	コンクリート塊（無筋・有筋）	中間（破碎）	再生	札幌リサイクル骨材(株)	東)中沼町45-26 TEL 792-4087	・処理施設の選考にあたり運賃費等を考慮の上決定すること。 ・分別解体により小割りしたもの(コンクリートブロックも可) ※RH入りコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊は、札幌リサイクル骨材(株)、札幌環境資材センター、(株)松原産業にて受入可。 小橋北豊(株)はRH入りコンクリート塊の受入可。 ※再生砕石で売却 ※世紀東急工業(株)はストック容量92t以下のため、搬入の際は事前確認すること。	
				小橋北豊(株)	南)川沿18条1丁目3番 TEL 572-3250			
				札幌環境資材センター	手)曙5条5丁目110-18 TEL 684-5488			
				(株)松原産業	白)川下2111-3 TEL 879-6550			
				野田工業(株)	中)盤溪365 TEL 643-1009			
				世紀東急工業(株)	西)発寒16条12丁目1-27 TEL 669-1234			
		木くず	中間（破碎）	再生	城東運輸(株)	北)拓北6番692 TEL 782-8535	・受入条件等については、確認を要する。 ※燃料チップ	
				再生・処理	札幌市ごみ資源化工場	北)篠路町福移153 TEL 791-6770		・長さ2m程度(セメント付着、タール・防腐剤類塗布物は不可) ・生木も可(土砂は落とすこと。毒性のもの草・葉は不可) ※RDFに再生 ・最大辺が50cm以下のもの (セメント付着、タール、CCA防腐剤類塗布物は不可) ・丸太木材等は最大径0.2m以下 ・最大辺が0.5～2.0m以下のもの (セメント付着、タール・CCA防腐剤類塗布物は不可) ・丸太木材等は最大径0.2m以下 ・剪定枝も受入れ可能(一週間以上、乾燥させること)
				焼却	発寒清掃工場	西)発寒15条14丁目2-30 TEL 667-5311		
					駒岡清掃工場	南)真駒内602-30 TEL 582-9733		
					白石清掃工場	白)東米里2170-1 TEL 876-1710		
				破碎	発寒破碎工場	西)発寒15条14丁目2-30 TEL 667-5311		
			篠路破碎工場		北)篠路町福移153 TEL 791-2516			
			駒岡破碎工場		南)真駒内602-30 TEL 582-9733			
			汚泥	中間	再生	オデッサ・テクノス(株)	東)北丘珠1条3丁目654 TEL 787-1335	・無機性の泥土、脱水ケーキ、泥水等 ※再生土で売却 ・有機、無機性 ・受入条件等については、確認を要する。 ※中間処理施設、最終処理(埋立等)は別事業者に委託
					(株)大伸	厚)厚別山本1064-72 TEL 871-2418		
					(株)公清企業	東)中沼町45-23 TEL 792-3770		
					脱水（埋立）	(株)公清企業(エコパーク)	東)中沼町45-23 TEL 792-3770	

建設副産物分類					処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等
建設廃棄物	産業廃棄物	廃プラスチック類 (発砲製品)	中間 (溶融・固化)	再生	札幌第一清掃(株)	西) 発寒10条 12丁目1-1 TEL 611-9291	※再生原料として売却
					(有)タイセツ	西) 発寒16条 13丁目3-30 TEL 664-2811	
		廃プラスチック類 (硬質・軟質・塩ビ)	中間 (破碎)	焼却・埋立・再生	札幌第一清掃(株)	西) 発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291	※処理後は、焼却後埋立、または再生プラスチックとして売却
					(株)公清企業	東) 中沼町45-23 TEL 792-3770	
					札幌第一清掃(株)	西) 発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291	
					(株)公清企業	東) 中沼町45-23 TEL 792-3770	
		がれき	最終	埋立	札幌企業産業(有)	南) 簾舞24-1 TEL 596-3644	・コンクリートくず、軽量ブロック、レンガ、モルタル等、土砂も可
		燃え殻 陶磁器 ガラス 廃石綿等(飛散性アスベスト)			山口処理場	手) 手稲山口364 TEL 681-3337	・廃石綿等の受け入れにあたっては、事前に環境局環境対策課に大気汚染防止法に基づく届け出を行っておくこと。
		石膏ボード	中間 (破碎)	再生	北清企業(株)	東) 北丘珠3条 4丁目659-22 TEL 791-1101	・計量できる容器に入れる(新材のみ) ・計量は10kg単位とする。 ※新築と解体、改修では料金が違うので注意 ※新築(新材)は再生、解体・改修は埋立
		蛍光管類			(株)公清企業	東) 中沼町45-23 TEL 792-3770	・電球 ・蛍光ランプ ・水銀ランプ ・ナトリウムランプ ・割らない状態で排出のこと ※蛍光ランプの直管、サークル管は1本約250g ※再生原料の製造 (破碎後に金属、ガラス、水銀にそれぞれ再生)
					札幌第一清掃(株)	西) 発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291	
					北清企業(株)	東) 北丘珠3条 4丁目659-22 TEL 791-1101	
		金属くず	中間 (選別・破碎)		(株)鈴木商会	西) 発寒15条13丁目 (西営業所) TEL 662-2211 東) 東雁来町 (東営業所) TEL 875-3540	・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。 ※付着物は除去しておくこと。買い取りの場合もあり。

建設副産物分類					処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等
建設廃棄物	産業廃棄物	混合廃棄物	中間（選別）	焼却・埋立・再生	(株)公清企業	東)中沼町45-23 TEL 792-3770	・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。 ・紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、がれき、コンクリートくず、ブロック、陶磁器くず、ガラス等の混合廃棄物の選別 ※選別後は、それぞれの品目を処理できる処分業者に処理を委託し、焼却埋立及び再生
					札幌第一清掃(株)	西)発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291	
					エコライン(株)	東)東雁来 262-132ほか TEL 874-0570	
					丸喜運輸(株)	北)篠路町 拓北6-785 TEL 791-1708	
					(有)丸正北海総業	白)東米里2032 TEL 753-4913	
					北清企業(株)	北)篠路町拓北 6番地591、625 TEL 791-1101	
		防水材	中間・最終	埋立	角山開発(株)	江別市角山425-14 TEL 385-2669	・アスファルト防水材は1m未満に切断 ・アスファルトルーフィングフェルト類は1m未満に切断し空隙の無い状態 ※角山開発(株):焼却後、埋立 ※(株)協和環境サービス:直接埋立
					(株)協和環境サービス	江別市江別太420 TEL 391-2481	
		アスベスト 非飛散性	最終		角山開発(株)	江別市角山425-14 TEL 385-2669	・石綿含有産業廃棄物(ビニル床タイル含む) ・飛散しないように袋等に詰める ※角山開発(株)は埋立積み替え保管の場合は二次運搬費が必要になるため事前に打合せをすること。
					(株)協和環境サービス	江別市江別太420 TEL 391-2481	

注) 産業廃棄物の処理を委託する際はマニフェスト伝票処理をする。

注) 上表は変更の可能性があるため、受託者自ら確認のうえ判断すること。

(3) 北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という）について

業務で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さが発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

課長	係長	係

業 務 着 手 届

令和 年 月 日

札 幌 市 長 様

住所または所在地
受託者 会社名または名称
代 表 者

業務名

上記業務は、令和 年 月 日着手したのでお届けします。

上記業務を着手したことを認める。

業務主任 技術職員

現場代理人指定通知書 令和 年 月 日 （あて先）札幌市長 受託者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者 T E L		
業務番号	業 務 名	
上記業務に係る現場代理人を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。		
区 分	氏 名	備 考
現場代理人		

- ・「備考」欄は、兼任の別、あるいは共同企業体の場合は所属会社名を記載すること。
- ・受託業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険書の写し等）をそれぞれ添付すること。
- ・提出部数 1 部
- ・提出先 業務主任
- ・提出期限 着手届と同時

現場代理人変更通知書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

受託者
 住所又は所在地
 氏名又は名称
 代表者

T E L

業務番号	業 務 名	
上記業務に係る現場代理人を次のとおり変更したので、別紙経歴書を添えて通知します。		
区分	氏名	備考（理由）
新		
旧		

- ・「備考」欄は、兼任の別、あるいは共同企業体の場合は所属会社名を記載すること。
- ・受託業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険書の写し等）をそれぞれ添付すること。
- ・提出部数 1 部
- ・提出先 業務主任

令和 年 月 日

札幌市長

様

請 負 人

業務工程月報

(月分)

課 長	係 長	業務主任

このことについて下記のとおりご報告します。

業務名				業務主任氏名			
業務工程表の 進 捗 率		%		実 際 の 進 捗 率		%	
工 種		本日迄の 進捗率 %		摘 要		工 種	
特 記 事 項							

業務完了届（第 期分）

令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

受託者住所

受託者氏名

代表者氏名

業 務 番 号

業 務 名

第 期分（ 月 日 ～ 月 日）

令和 年 月 日付契約の上記業務について、令和 年 月 日
（ 終了 ・ 完了 ）したのでお届けします。

受付	令和 年 月 日	業務（終了・完了） したことを認める。	業務主任 技術職員						
<table><tr><td>課 長</td><td>係 長</td><td>係</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				課 長	係 長	係			
課 長	係 長	係							
令和 年 月 日上記のとおり（ 終了届・完了届 ）の提出があったので、この業務の履行 検査に関する検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日 に検査を実施し てよろしいか。 検査員 職 氏 名 立会人 職 氏 名									

お願い
〇〇森林整備業務のため、ご迷惑をおかけしますがよろしくご協力願います なお、お気づきの点は係員にお申し出ください。
札幌市建設局みどりの推進部 T E L 受託者 T E L

業務標識
業務名
業務内容
業務期間
札幌市建設局みどりの推進部 T E L 受託者 T E L

※ 注意看板・お知らせ看板等必要に応じて、担当職員と協議の上設置すること。

備考 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

選木調査集計表

年 月 日

林 小 班		樹 種		伐採本数	本
面 積	ha	林 齢	年	伐倒本数	本
実施面積	ha	胸高直径	cm	業務時期	

胸高直径				広 葉 樹				
	間伐木	枯損木	小 計	間伐木 (14cm以上)	枯損木 (4cm~12cm)	小 計	計	備 考
4								
6								
8								
10								
12								
14								
16								
18								
20								
22								
24								
26								
28								
30								
32								
34								
36								
38								
40								
42								
44								
46								
48								
50								
合計本数								
平均胸高直径(cm)								
一般樹高								
ha当たり (本数)								

$$\sqrt{\frac{\sum((\text{胸高直径}^2) \times \text{本数})}{\sum \text{本数}}} = \text{平均胸高直径}$$